

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 13 期 令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

令和 5 年 10 月 31 日作成

監査法人名：Mazars 有限責任監査法人

所在地：東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 5 階

代表者：大矢 昇太

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

当監査法人の定款に記載している目的は以下のとおりです。

- a. 財務書類の監査又は証明業務
- b. 財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談業務
- c. 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

当監査法人は、不動産関連事業を営む事業会社、不動産証券化ヴィークルの財務書類に関するアドバイザリー業務並びに投資ヴィークルの会計監査や会計意見書等の作成を行うことを主な目的として、平成 23 年 5 月 16 日に設立されました。

平成 26 年 9 月 1 日より国際監査事務所である Mazars のメンバーファームとなり、他国のメンバーファームからの依頼により、被監査会社の日本法人の監査・レビュー（リファードワーク）などを行うほか、特にグローバル展開している日本の上場会社及び非上場会社の法定監査や任意監査も提供しております。

令和元年 7 月 1 日より、無限責任監査法人から有限責任監査法人に移行し、令和 4 年 9 月 26 日には主たる事務所を移転しております。

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

有限責任監査法人（令和元年 7 月 1 日より）

#### 3. 業務内容

##### (1) 業務の概要

（監査証明業務）

当監査法人は、我が国の上場企業の金商法・会社法監査や会社法単独監査、特定目的会社の監査等の法定監査や、非上場会社の任意監査等を提供しています。当事業年度における被監査会社数は、金商法・会社法監査が 8 社（対前

事業年度比 3 社増) 会社法監査が 20 社(対前事業年度比 3 社増) その他の法定監査が 34 社(対前事業年度比 8 社増)及びその他の任意監査が 104 社(対前事業年度比 5 社増)となっています。

なお、当事業年度における監査業務収入は 846 百万円(対前事業年度比 298 百万円増)となっております。

(非監査証明業務)

主に他国の Mazars からの依頼を受けてのリファードワークが増加したことにより、当年度における非監査業務収入は 316 百万円(対前事業年度比 18 百万円増)となっております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

(令和 5 年 8 月 31 日現在)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	8	8
金商法監査	-	-
会社法監査	20	2
学校法人監査	-	-
労働組合監査	-	-
その他の法定監査	34	-
その他の任意監査	104	-
計	166	10

(4) 非監査証明業務の状況

区分	大会社	その他
対象会社	3 社	123 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(基本方針)

当監査法人の経営理念は、国際的なアプローチを活用し、高品質な監査保証業務を提供することを通じて、わが国の金融資本市場の更なる発展に貢献す

ることです。そのため、当監査法人の社員は勿論、当監査法人を通じて被監査会社に監査業務を提供する者は、高い専門性及び国際性を保持しながら業務に取り組むことを実践しています。さらに、平成 26 年 9 月に国際監査事務所である Mazars のメンバーファームになったことで、Mazars の高水準な品質管理体制のもとで、グローバル企業に対して付加価値の高い高品質な監査保証業務を提供することを実践しております。

#### ( 経営管理 )

当監査法人は、経営上の重要事項の意思決定及び承認機関として社員会を設置し、社員会のもとに監査部門のほか、品質管理部と経営管理部を設けております。そして、品質管理部及び経営管理部内に新規受嘱委員会、研修委員会等の各種委員会を設け、社員会の決定及び関係する法令や規則等を踏まえた業務執行を行っております。

#### ( 法令遵守 )

原則として当監査法人が定めた品質管理の方針に準拠するほか、外部の専門家と適宜協議しながら業務を遂行する体制を構築しております。非常勤の職員については、基本的に経営管理部(非常勤コミュニケーション委員会)の管理下での業務執行とし、かつ、現場にて適宜コンプライアンスの徹底を図っております。

Mazars からは、アジア・太平洋地域のコンプライアンスチームのチェックを定期的に受けております。

#### (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人では、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」等に準拠して職務の執行を適正に行うことを確保するための体制を整備しております。当監査法人は、品質管理・リスクマネジメント担当パートナーが品質管理の責任者となり、品質管理の方針の整備及び運用に責任を持ち、他の社員とともにモニタリングを行っております。

さらに、Mazars による品質管理基準に従い、Central Quality Control Team の品質管理レビューを定期的に受けております。また、監査ツールとしては、Mazars が開発した Atlas を採用し、積極的に監査の品質の改善に取り組んでおります。

#### (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執

行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことがあった場合、当該不当な影響を及ぼされた社員は、速やかに総括代表社員に報告し、当監査法人として監査証明業務の執行が適正に行われるよう対応します。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和 4 年 11 月

- (5) 業務の品質の管理の方針及びその実施に関する措置が適正であることの確認  
当監査法人の総括代表社員である大矢昇太は、業務の品質の管理の方針及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

当監査法人は、平成 26 年 9 月 1 日より国際監査事務所である Mazars のメンバーファームになり、平成 26 年 12 月に Cooperation Agreement を締結しております。

Mazars は、フランスを発祥とする国際監査事務所であり、世界 95 か国以上、300 以上の拠点で事業を展開し、約 47,000 人のプロフェッショナルを擁しております。

主な業務上の取り決めは以下のとおりです。

- Mazars を含む名称を用いての監査証明業務
- Mazars が開発した監査ツール等の使用
- メンバーファーム間の関与先・人材等の紹介

## 二. 社員の概要

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9人	1人	10人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	当監査法人における重要事項の決定及び承認	9人	1人	10人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当事務所に勤務する者の数				
		社員			使用人の数	合計
		公認会計士	特定社員	計	公認会計士	
Mazars 有限責任監査法人	東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 5階	9人	1人	10人	10人 (非常勤 47人)	20人 (47人)

## 四. 監査法人の組織の概要

重要事項の決定及び承認機関として「社員会」を置き、法人の業務執行に係る意思決定を行っております。また、社員会のもとに、監査部門のほか、品質管理部と経営管理部を設けております。さらに、品質管理部及び経営管理部内に新規受嘱委員会、研修委員会等の各種委員会を設け、社員会の決定及び関係する法令や規則等を踏まえた業務執行を行っております。

## 五. 財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	第 12 期	第 13 期
	令和 3 年 9 月 1 日 ~ 令和 4 年 8 月 31 日	令和 4 年 9 月 1 日 ~ 令和 5 年 8 月 31 日
売上高		
監査証明業務	548	846
非監査証明業務	298	316
合 計	847	1,162

### 2. 直近の二会計年度の計算書類

添付を参照

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付を参照（監査は第 13 期が初年度）

### 4. 供託金等の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額 注)	20
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額） 注)	20
保証委託契約の契約金額	-
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額 （1 事故/期間中）	-

### 5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容 該当事項なし。

## 六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

サンデン株式会社

MUTOH ホールディングス株式会社

コムシード株式会社

ダブル・スコープ株式会社

株式会社アルメディオ

and factory 株式会社

日本精密株式会社

株式会社ベリテ

フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社

ナティクス日本証券株式会社

# 計 算 書 類

第 13 期

自 令和 4 年 9 月 1 日

至 令和 5 年 8 月 31 日

Mazars 有限責任監査法人



# 貸借対照表

令和5年8月31日現在

Mazars有限責任監査法人

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	333,295	流動負債	186,994
現金及び預金	114,765	前受金	61,617
業務未収入金	203,373	未払金	7,033
前払費用	12,592	未払費用	49,316
立替金	2,564	未払法人税等	1,847
固定資産	55,972	未払消費税等	47,108
投資その他の資産	55,972	預り金	18,060
出資金	10	従業員未払金	2,010
敷金及び保証金	23,378	固定負債	101,933
預け金	28,296	長期預り金	36,000
繰延税金資産	4,288	社員退職慰労引当金	65,933
		負債合計	288,927
		純資産の部	
		科目	金額
		社員資本	100,341
		資本金	62,600
		利益剰余金	37,741
		その他利益剰余金	37,741
		繰越利益剰余金	37,741
		(うち当期純利益)	2,577
		純資産合計	100,341
資産合計	389,268	負債及び純資産合計	389,268

## 損益計算書

自 令和4年9月1日

至 令和5年8月31日

Mazars有限責任監査法人

(単位：千円)

科目	金額	
業務収入		1,162,284
業務費用		1,147,464
営業利益		14,820
営業外収益		
受取利息	1	
その他営業外収益	1,486	1,487
営業外費用		
支払利息	1,674	
為替差損	2,048	
法人移転費用	11,492	
その他営業外費用	956	16,171
経常利益		136
税引前当期純利益		136
法人税、住民税及び事業税		1,847
法人税等調整額		4,288
当期純利益		2,577

## 社員資本等変動計算書

自 令和4年9月1日  
至 令和5年8月31日

Mazars有限責任監査法人

(単位：千円)

	社員資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		社員資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	46,000	50,211	50,211	96,211	96,211
誤謬の訂正		15,048	15,048	15,048	15,048
遡及処理後当期首残高	46,000	35,163	35,163	81,163	81,163
当期変動額					
社員出資金増加	30,600			30,600	30,600
社員出資金減少	14,000				
当期純利益		2,577	2,577	2,577	2,577
当期変動額合計	16,600	2,577	2,577	19,177	19,177
当期末残高	62,600	37,741	37,741	100,341	100,341

# 注 記 表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。

## ・重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 引当金の計上基準

#### (1) 社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当期末における支給見込額を計上している。

### 2. 業務収入の計上基準

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度は、直接作業時間をインプットとするインプット法により測定している。

## ・誤謬の訂正に関する注記

当監査法人は前事業年度において回収可能性のない繰延税金資産 15,048 千円を貸借対照表に計上していた。

この誤謬の訂正の結果、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映された累積的影響額により、利益剰余金の期首残高は 15,048 千円減少している。

## ・損益計算書に関する注記

### 1. 業務収入の内訳

監査収入	846,023 千円
非監査収入（その他の収入）	316,260 千円

## ・税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、法定福利費などに係る未払費用である。

## ・金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定している。業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、業務未収入金、前受金、未払金、未払消費税等、預り金については、現金であること、および短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	23,378	23,337	41
預け金	28,296	26,490	1,805
長期預り金	36,000	33,703	2,296

(注) 金融商品の時価の算出方法

敷金及び保証金

保証金を控除した金額を、国債の利回りの利率で割り引いた現在価値によって

いる。 預け金 長期預り金

国債の利回りの利率で割り引いた現在価値によっている。

その他の注記

貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は千円未満を切り捨てて表示している。

# 附属明細書

## 1. 引当金の明細

当会計年度（自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
社員退職慰労引当金	39,028	43,946	17,041	-	65,933

## 2. 業務費用の明細

（単位：千円）

科目	内訳	金額	
人件費	報酬給与	578,691	962,276
	賞与	62,110	
	社員退職慰労引当金繰入額	43,946	
	法定福利費	73,354	
	福利厚生費	28,445	
	支払業務報酬	175,728	
人材開発費用	研修関連費用	6,282	28,779
	採用関連費用	22,496	
施設関連費用	賃借料	24,759	43,836
	減価償却費	8,647	
	その他施設関連費用	10,430	
IT 及び通信費	IT 及び通信費	28,833	28,833
その他業務費用	グループ負担金	33,690	83,737
	業務委託費	8,552	
	旅費交通費	8,014	
	諸会費	7,859	
	保険料	4,729	
	その他	20,889	
合計			1,147,464

# 計 算 書 類

## 第 12 期

自 令和 3 年 9 月 1 日

至 令和 4 年 8 月 31 日

Mazars 有限責任監査法人

## 貸借対照表

令和4年8月31日現在

Mazars有限責任監査法人

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	164,163,654	流動負債	112,576,707
現金及び預金	37,703,675	未払金	39,176,353
業務未収入金	111,283,917	未払費用	35,553,924
前払費用	4,502,226	未払法人税等	90,000
立替金	2,564,701	未払消費税等	23,590,486
未収還付法人税等	8,109,135	預り金	12,424,812
固定資産	83,653,181	従業員未払金	1,741,132
投資その他の資産	83,653,181	固定負債	39,028,365
出資金	10,000	社員退職慰労引当金	39,028,365
敷金及び保証金	16,700,000	負債合計	151,605,072
預け金	51,894,815	純資産の部	
繰延税金資産	15,048,366	科目	金額
		社員資本	96,211,763
		資本金	46,000,000
		利益剰余金	50,211,763
		その他利益剰余金	50,211,763
		繰越利益剰余金	50,211,763
		(うち当期純損失)	△ 24,801,620
		純資産合計	96,211,763
資産合計	247,816,835	負債及び純資産合計	247,816,835



## 損益計算書

自 令和3年9月1日

至 令和4年8月31日

Maxars有限責任監査法人

(単位：円)

科目	金額	
業務収入		847,033,969
業務費用		886,046,647
営業損失		39,012,678
営業外収益		
受取利息	887	
その他営業外収益	47,638	48,525
営業外費用		
支払利息	1,448	
その他営業外費用	711,296	712,744
経常損失		39,676,897
税引前当期純損失		39,676,897
法人税、住民税及び事業税		173,089
法人税等調整額		△ 15,048,366
当期純損失		24,801,620

## 社員資本等変動計算書

自 令和3年9月1日

至 令和4年8月31日

Mearns有限責任監査法人

	社員資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		社員資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰上利益剰余金					
当期末残高	42,000,500	75,518,382	75,013,352	117,518,382	117,013,352
当期末の前					
社員出資金増加	4,000,000		-	4,000,000	4,000,000
当期末繰上		△ 24,801,620	△ 24,801,620	△ 24,801,620	△ 24,801,620
当期末繰上合計	4,000,500	△ 24,801,620	△ 24,801,620	△ 20,801,620	△ 20,801,620
当期末残高	46,000,500	50,716,762	50,211,732	96,716,762	96,211,732

# 注 記 表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。

## ・重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 引当金の計上基準

#### (1) 社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当期末における支給見込額を計上している。

### 2. 業務収入の計上基準

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度は、直接作業時間をインプットとするインプット法により測定している。

### 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっている。

## ・会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

これらの結果、当事業年度期首の純資産額、当事業年度の業務収入及び各段階損益への影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。

なお、計算書類に与える影響はありません。

・ 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査収入	548,326,536 円
非監査収入(その他の収入)	298,707,433 円

・ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、社員退職慰労引当金である。

・ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定している。業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、業務未収入金、買掛金、未払金、未払消費税等、預り金については、現金であること、および短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。

# 附属明細書

## 1. 引当金の明細

当会計年度（自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日）

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
社員退職慰労引当金	17,010,326	22,018,039	-	-	39,028,365

## 2. 業務費用の明細

（単位：円）

科目	内訳	金額	
人件費	報酬給与	465,432,299	729,875,721
	賞与	46,172,972	
	社員退職慰労引当金繰入額	22,018,039	
	法定福利費	62,883,184	
	福利厚生費	14,209,303	
	支払業務報酬	119,159,924	
人材開発費用	研修関連費用	2,249,659	41,115,623
	採用関連費用	38,865,964	
施設関連費用	賃借料	29,630,879	35,987,345
	減価償却費	6,356,466	
IT 及び通信費	IT 及び通信費	19,200,001	19,200,001
その他業務費用	グループ負担金	25,528,293	59,867,957
	旅費交通費	7,174,235	
	諸会費	7,681,136	
	保険料	3,641,376	
	その他	15,842,917	
合計			886,046,647

# 独立監査人の監査報告書

2023年10月30日

Mazars 有限責任監査法人  
総括代表社員 大矢 昇太 殿

鶴巻公認会計士事務所  
東京都豊島区

公認会計士 鶴巻 智規

## 監査意見

私は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、Mazars有限責任監査法人の2022年9月1日から2023年8月31日までの第13期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る財政状態及び経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Mazars有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

## 計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

## 利害関係

Mazars有限責任監査法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上